

給水装置工事施行要領

平成 27 年 4 月

高知市上下水道局

目 次

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	給水装置工事の施行	2
第4節	給水装置工事の基本項目	3
第5節	指定工事業者	4
第6節	給水装置の基準適合制度	10
第7節	給水装置工事の種別	13
第8節	給水方式	13
第9節	工事の申請手続き	15
第10節	給水装置工事の標準的な施行順序	19
第11節	水道事業者と水道使用者等との関係	20
第12節	瑕疵責任	21
第13節	適用の疑義	22

第2章 設 計

第1節	基本調査及び協議	23
第2節	メーターの口径に応じた取付栓数	25
第3節	計画使用水量の決定	26
第4節	給水管口径の決定	30
第5節	製図	36

第3章 材 料

第1節	水道メーターまでの使用材料	43
第2節	水道メーター下流側の使用材料	46

第4章 工事施行

第1節	許可手続き	53
第2節	土工事	53
第3節	給水管埋設深度の基準	56
第4節	給水管の取出し	56
第5節	断水要領	61
第6節	道路部分の給水管	62
第7節	宅地内の給水管	65

第8節	止水栓の設置	66
第9節	メーターの設置基準	68
第10節	メーターボックスの使用基準	69
第11節	管の接合	70
第12節	給水装置に係る器具及び取付基準	78
第5章 水の安全・衛生対策		
第1節	水の汚染防止	81
第2節	水撃防止	82
第3節	侵食防止	83
第4節	逆流防止措置	86
第5節	凍結防止	91
第6節	クロスコネクション防止	93
第7節	その他	94
第6章 工事検査		
第1節	工事検査	96
第2節	検査の準備	96
第3節	検査の種類	96
第4節	検査の内容	97
第5節	手直し再検査	99
第6節	検査合格後	99
第7章 工事写真		
第1節	一般事項	102
第2節	撮影箇所	102
第8章 給水工事承認済証		
第1節	給水工事承認済証	104
第9章 貯水槽水道の指導基準		
第1節	貯水槽水道	105
第2節	工事申請	105
第3節	関係法令等の遵守	106
第4節	給水方式	106
第5節	設置位置	106
第6節	受水槽の構造	107

第7節	受水槽への給水	107
第8節	受水槽の付属設備	108
第9節	受水槽流入側の配管	109
第10節	ポンプの設置	109
第11節	高置水槽	110
第12節	その他の危険防止	110
第13節	緊急連絡先標示板	111
第14節	設計	111
第10章 直結増圧式給水		
第1節	趣旨	114
第2節	目的	114
第3節	定義	114
第4節	適用要件	115
第5節	事前協議	116
第6節	給水装置の配管形態	116
第7節	増圧装置	119
第8節	逆流防止装置	121
第9節	局メーターの設置基準	123
第10節	貯水槽水道方式から直結増圧式への改造	123
第11節	設計水量の算定方式	124
第12節	直結増圧式における給水管口径の決定	125
第13節	直結増圧式の水理計算	126
第14節	増圧装置の設置位置	131
第15節	配管上の留意事項	131
第16節	検査	131
第17節	誓約書の提出	132
第18節	維持管理	132